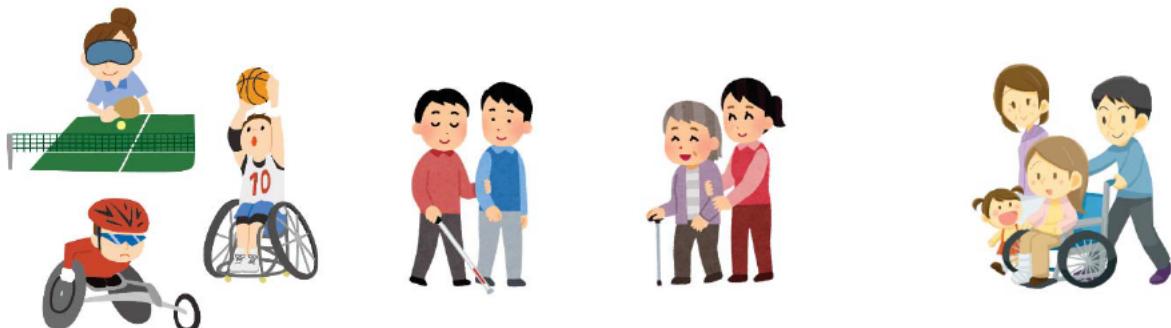




だい じ みえけん
第4次三重県ユニバーサルデザインの
まちづくり推進計画 2019–2022
すいしんけいかく
がいようばん
(概要版)

……おもいやりの絆(きずな)でつながる三重(みえ)……



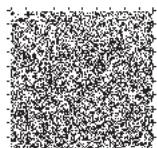
ひとひと たが みと あ じ ゆう かつどう さんかく
すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、

おもいやりの行動でつながる三重づくり

じゅうてんとりくみ
<重点取組>

- ヘルプマークの普及啓発
- 県有施設や公共的施設のユニバーサルデザインに配慮された整備

平成 31(2019)年 4月
三重県



計画策定の趣旨

本計画は「三重県ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり推進条例（UD条例）」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざす基本的な計画です。これまでの取組を検証し、2019年度からの取組方向や内容を整理してまとめました。

次のような状況に対応するため、多様な取組を計画的に実施していきます。

- 障がい者、高齢者等何らかの配慮が必要な人の増加
- 障がい者差別の解消に向けた取組の推進
- ダイバーシティ社会の実現に向けた県の推進方針の策定
- 訪日外国人観光客や在留外国人の増加
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催など

これまでの取組の検証

成果

- 学校出前講座、UDアドバイザーの養成、各種啓発活動、研修等を実施
- 「ヘルプマーク」導入
- 「三重おもいやり駐車場」利用証取得者は、58,000人超
- 幅が広く段差が少ない歩道、バリアフリー対応型信号機等の整備
- 鉄道駅の段差解消等、ノンステップバスの導入などのバリアフリー化の推進
- 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」「UDイベントマニュアル」の作成

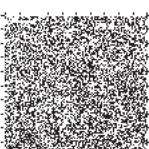
取組の視点

課題

- UDに関心がない人は、約61%
《原因》UDを自分自身の問題ととらえていない。
- 施設が使いやすくないと感じている人は、約37%
《原因》施設に求める水準が上がっている。県有施設や身近な施設がUDとなっていない。
- チラシ等の情報提供が配慮されていないと感じる人が、約50%
《原因》サービスを提供する側にUDの意識が浸透していない。



これまでの「成果」と「課題」およびこれからの「取組の視点」をふまえ、県民のみなさんがUDを我がごと（自分自身の問題）ととらえて「おもいやりのある行動」につながるよう取り組むことが必要



計画の取組とUDのまちづくりを進める仕組み

UD条例の理念である「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」を実現するため、次の目標を定めました。

また、重点的に取り組む内容を中心に、3つの施策体系を柱として、さまざまな主体の参画を得て取組を進めます。

もくひょう 目標

おもいやりの 絆 でつながる三重

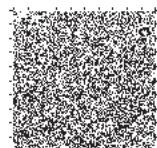
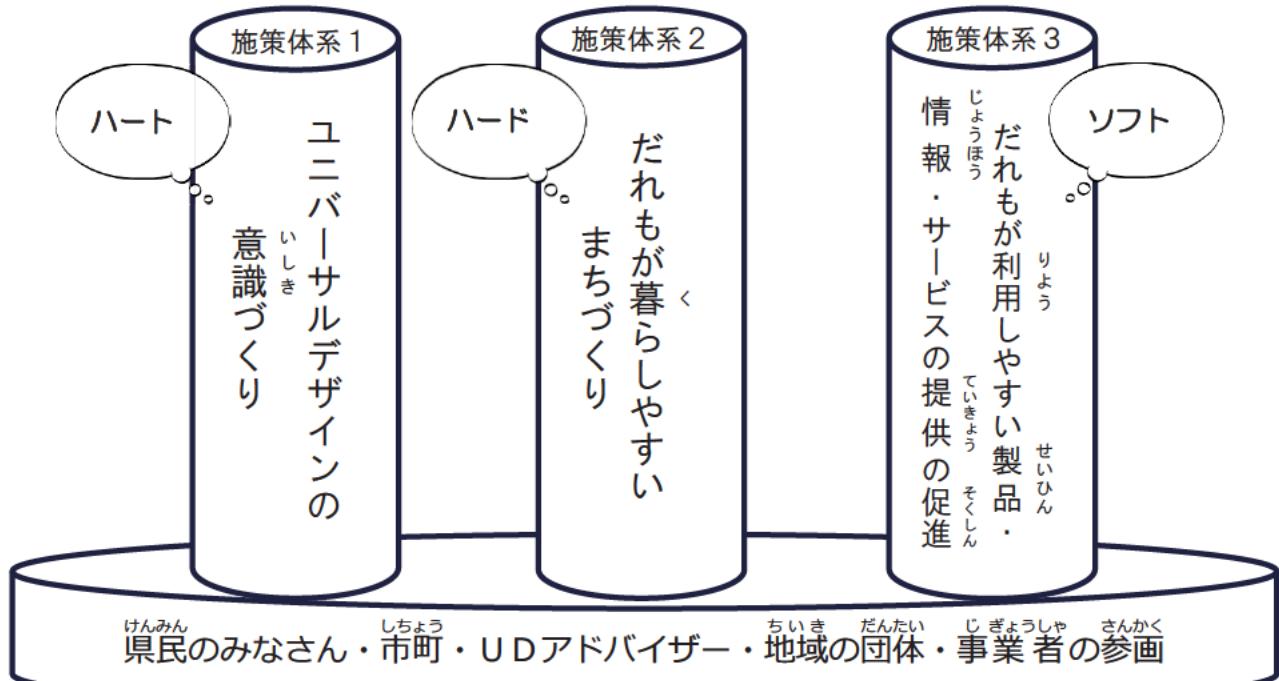
すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、
おもいやりの行動でつながる三重づくり

じゅうてんてき 重点的 とりくみ 取組！

- おもいやりのある行動につながるように、「ヘルプマーク」の普及啓発に取り組みます。
- 県有施設におけるバリアフリー化を図るとともに、市町や民間の施設等でもUDに配慮された整備が一層進むように取り組みます。



施策体系(3本柱)と進める仕組み



施策体系ごとの取組内容

✓ 施策体系1 UDの意識づくり

- 「ヘルプマーク」の普及啓発、「おもいやり駐車場利用証制度」の取組
- UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- 三重とことわか国体・三重とことわか大会の参加者への必要な配慮や支援の推進
- 子育て中の人および家族を地域全体で支援していくための取組
- すべての人々の社会参加の促進（障がい者スポーツの充実・情報支援や介助を行なうボランティアの養成・農福連携の促進・多文化共生の社会づくり）など
- ダイバーシティ社会の実現に向けた気運の醸成

✓ 施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- 県有施設のUDに配慮された整備のための指針（整備基準を記載）作成
- 駅舎のバリアフリー化（エレベーター、内方線、多機能トイレの設置等）の支援
- 三重とことわか国体・三重とことわか大会における開会式・閉会式の会場整備、選手や来場者の宿泊場所、移動手段について、安全性、快適性や機能性の確保など

✓ 施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

- 三重とことわか国体・三重とことわか大会をはじめ大規模イベントにおけるUDに配慮された企画、会場設営、運営
- 県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「UDイベントマニュアル」のさまざまな主体への展開
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の普及啓発
- 職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮の実施
- バリアフリー観光に関する情報提供や観光施設等への啓発
- すべての人に配慮した災害時の対応など

◆問合せ先◆

三重県 子ども・福祉部 地域福祉課

ユニバーサルデザイン班

〒514-8570 津市広明町13

電話 059-224-3349

ファックス 059-224-3085

メール ud@pref.mie.lg.jp



三重県のユニバーサルデザインのシンボルマーク

壁を通り越して、お互いがわかり合い、協力し合おうと手を握り合っている様子を表しています。

